

平成 25 年第 3 回安城市議会定例会付議案件

内 容	
議 案 番 号	認定第 1 号
議 案 名	平成 2 4 年度安城市一般会計歳入歳出決算について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	認定第 2 号 ～ 認定第 10 号
議 案 名	平成 2 4 年度安城市特別会計歳入歳出決算について
摘 要	国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 下水道事業 安城北部土地区画整理事業 農業集落排水事業 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業 介護保険事業 後期高齢者医療の 9 会計 資料別添
議 案 番 号	認定第 11 号
議 案 名	平成 2 4 年度安城市水道事業会計決算について
摘 要	資料別添

内 容	
議 案 番 号	第 60 号議案
議 案 名	安城市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>福島復興再生特別措置法の改正に伴うもの 公布の日～</p> <p>引用している福島復興再生特別措置法の条項名の変更 第 6 条第 1 項中 「第 2 1 条」→「第 3 0 条」</p>
議 案 番 号	第 61 号議案
議 案 名	安城市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の制定について
摘 要	<p>都市計画法に基づく市街化調整区域内における開発行為及び開発許可を受けた土地以外の土地に係る建築物の新築等の許可の基準を定めるもの 公布の日～</p> <p>都市計画法第 3 4 条第 1 2 号及び都市計画法施行令第 3 6 条第 1 項第 3 号ハの条例で定める開発行為及び建築物の新築等は、次の要件に該当するものとする。</p> <p>(1) 本市の都市計画に関する基本的な方針において工業の用に供する土地として利用を図ることとされている土地の区域内において行うこと。</p> <p>(2) 開発区域内において予定される建築物又は新築等を行う建築物は、本市に係る産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に定められた指定集積業種(物流関連産業であるものを除く。)に属する事業の用に供する工場又は研究所で、自己の業務の用に供するものであること。</p> <p>(3) 開発区域の規模又は新築等を行う建築物の敷地の規模が、0.3ha 以上 5ha (開発行為又は建築物の新築等が完了するまでの間に、地区整備計画が定められている地区計画の区域内となることが確実であると見込まれる場合にあっては、20ha) 未満であること。</p> <p>(4) 開発区域内において予定されている建築物又は新築等を行う建築物の敷地の主たる出入口が面する道路の幅員が、9m (敷地面積が 1ha 未満である場合にあっては、6m) 以上であること。</p> <p>(5) 周辺の土地利用上支障がなく、かつ、周辺の環境に悪影響を及ぼさないと認められること。</p>

内 容	
議 案 番 号	第 62 号議案
議 案 名	平成 2 5 年度安城市一般会計補正予算（第 2 号）について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 63 号議案
議 案 名	損害賠償の額の決定及び和解について
摘 要	<p>交通事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 5 4 2 , 0 0 0 円</p> <p>2 事故内容</p> <p>(1) 発生日時 平成 2 5 年 7 月 2 5 日 午後 1 時 4 0 分ごろ</p> <p>(2) 発生場所 安城市城南町地内</p> <p>(3) 経 過 上記地内の市道において、公用車が信号待ちで停車中の相手方車両に追突したもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 車体後部の損傷</p> <p>4 過失割合 安城市 1 0 0 % 相手方 0 %</p>
議 案 番 号	第 64 号議案
議 案 名	平成 2 4 年度安城市水道事業剰余金の処分について
摘 要	<p>1 未処分利益剰余金 448,008,692 円</p> <p>2 処分額</p> <p>(1) 減債積立金 100,000,000 円</p> <p>(2) 建設改良積立金 100,000,000 円 200,000,000 円</p> <p>3 繰越利益剰余金 248,008,692 円</p>

内 容																	
議 案 番 号	報告第 18 号																
議 案 名	継続費の精算について（一般会計）																
摘 要	平成 23 年度～平成 24 年度に係る継続費の精算報告 単位 円																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分（款・項） 事 業 名</th> <th>計 画 （年 割 額）</th> <th>実 績 （支 出 済 額）</th> <th>比 較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15 民生費 5 社会福祉費</td> <td>㊸ 35,000,000</td> <td>35,000,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>安祥福祉センター建設事業</td> <td>㊹ 543,220,000</td> <td>543,219,250</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計 578,220,000</td> <td>578,219,250</td> <td>750</td> </tr> </tbody> </table>	区 分（款・項） 事 業 名	計 画 （年 割 額）	実 績 （支 出 済 額）	比 較	15 民生費 5 社会福祉費	㊸ 35,000,000	35,000,000	0	安祥福祉センター建設事業	㊹ 543,220,000	543,219,250	750		計 578,220,000	578,219,250	750
	区 分（款・項） 事 業 名	計 画 （年 割 額）	実 績 （支 出 済 額）	比 較													
	15 民生費 5 社会福祉費	㊸ 35,000,000	35,000,000	0													
	安祥福祉センター建設事業	㊹ 543,220,000	543,219,250	750													
	計 578,220,000	578,219,250	750														
議 案 番 号	報告第 19 号																
議 案 名	専決処分について																
摘 要	道路管理瑕疵による事故の損害賠償の額の決定及び和解																
	1 損害賠償額 金 8,050 円																
	2 事故内容																
	(1) 発生日時 平成 25 年 8 月 1 日 午後 7 時 30 分ごろ																
	(2) 発生場所 安城市上条町地内																
(3) 経 過 上記地内の道路において、走行中の相手方車両が、道路のくぼみにはまったもの																	
3 相手方の損害の程度 右の前輪の損傷																	
4 過失割合 安城市 70% 相手方 30%																	
5 専決年月日 平成 25 年 9 月 9 日																	
議 案 番 号	同意第 5 号																
議 案 名	教育委員会委員の任命について																
摘 要	委員 榊原ちさとの任期満了（平成 25 年 9 月 30 日）に伴う後任の任命																
	<p>教育委員会委員</p> <p>任期 4 年</p> <p>定数 5 人</p> <p>要件 本市の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔であり、教育、学術及び文化に関し識見を有するもの</p>																

内 容	
議 案 番 号	諮問第 2 号
議 案 名	人権擁護委員の推薦について
摘 要	<p>委員 杉浦智之の任期満了（平成 2 5 年 1 2 月 3 1 日）に伴う後任の推薦</p> <p>人権擁護委員 任期 3 年 現在の委員数 8 人</p> <p>要件 本市議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者（社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等）又は弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、若しくはこれを支持する団体の構成員</p>